

不妊治療費助成事業のご案内



八幡浜市では、不妊治療を受けているご夫婦に対し、不妊治療に要する医療費の一部を助成しています。さらに、保険適用の不妊治療と併せて行われる「先進医療」に係る費用も助成しています。

対象となる夫婦

法律上の夫婦または事実上の婚姻関係にあることが確認できる夫婦で、次のいずれにも該当する方。

- 不妊治療等を開始している夫婦
- 申請時において、夫婦の一方または両方が八幡浜市に住所を有すること（※）
※就業その他やむを得ない事情による別居の場合、近い将来に夫婦ともに市内に住所を有する見込みがある場合は申請が可能です。

助成の内容

不妊治療費助成

一般不妊治療費（不妊治療を伴わない不妊症を診断するための検査費用も含む）
・生殖補助医療費に対して、令和4年4月診療分からの保険診療分の自己負担額を助成します。

先進医療補助金 ※県・市町連携事業

保険適用となる生殖補助医療と併せて実施される先進医療に対して、令和5年4月診療分からの医療費を全額補助します。

対象となるのは、**1回の治療（※）**の間に行われた先進医療に限ります。

※排卵術（実施準備期間含む）から胚移植術（結果の確認）までの一連の診療過程

通院交通費助成金（令和7年4月から）

不妊治療を行う夫婦の通院に要した交通費を助成します。

自宅から医療機関等までの片道距離	助成金額（通院1回あたり）
概ね100km未満（南予圏域を除く）	2,500円
概ね100km以上（県外も含む）	5,000円

申請方法

八幡浜市役所市民課国保係（1階6番窓口）まで必要書類をご提出ください。

必要な書類

不妊治療費助成

申請書類は市HPでダウンロードできます。▶



書類名	提出	備考
八幡浜市不妊治療等に係る費用の助成金交付申請書兼請求書	必須	申請・請求者用
八幡浜市不妊治療等に係る費用の助成事業受診証明書	必須	医療機関等記入
健康保険情報がわかるもの（写） ※資格確認書又は資格情報のお知らせ	必須	
限度額適用認定証（写）	必須	
治療を受けた方のマイナンバーカード	必須	
不妊治療等の領収書および明細書	必須	
附加給付等がある場合、給付額が確認できる書類（写）	該当者のみ	
事実婚関係に関する申立書	該当者のみ	申請・請求者用

先進医療費補助金

申請書類は市HPでダウンロードできます。▶



書類名	提出	備考
八幡浜市先進医療不妊治療費助成申請書兼請求書	必須	申請・請求者用
八幡浜市先進医療不妊治療費助成事業受診証明書	必須	医療機関等記入
健康保険情報がわかるもの（写） ※資格確認書又は資格情報のお知らせ	必須	
治療を受けた方のマイナンバーカード	必須	
先進医療の領収書および明細書	必須	
事実婚関係に関する申立書	該当者のみ	申請・請求者用

申請方法についての詳しいお問い合わせ先

八幡浜市役所市民課国保係

TEL (0894) 22-3133 (係直通)